

令和7年度福島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,258,236千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,731,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		380,518	183,155	563,673
	1 財産運用収入	380,518	183,155	563,673
2 繰入金		47,493,201	2,075,081	49,568,282
	1 一般会計繰入金	21,212,683	1,891,926	23,104,609
	2 基金繰入金	26,280,518	183,155	26,463,673
歳入合計		83,473,719	2,258,236	85,731,955

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		83,473,719	2,258,236	85,731,955
	1 公 債 費	83,473,719	2,258,236	85,731,955
歳 出 合 計		83,473,719	2,258,236	85,731,955

令和7年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度福島県土地取得事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,966,087千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341,741千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,657,827	△1,470,269	187,558
	2 財産売却収入	1,650,000	△1,470,269	179,731
2 繰入金		1,650,000	△1,495,818	154,182
	1 基金繰入金	1,650,000	△1,495,818	154,182
歳入合計		3,307,828	△2,966,087	341,741

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 土地取得事業費		1,650,000	△1,495,818	154,182
	1 公共用地取得事業費	1,650,000	△1,495,818	154,182
3 繰 出 金		1,650,000	△1,470,269	179,731
	1 基金繰出金	1,650,000	△1,470,269	179,731
歳 出 合 計		3,307,828	△2,966,087	341,741

令和7年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,676,373千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169,028,108千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		44,867,199	△550,741	44,316,458
	1 負担金	44,867,199	△550,741	44,316,458
2 国庫支出金		48,597,422	△1,072,978	47,524,444
	1 国庫負担金	27,541,901	△131,065	27,410,836
	2 国庫補助金	21,055,521	△941,913	20,113,608
4 前期高齢者交付金		59,692,993	2,291,478	61,984,471
	1 前期高齢者交付金	59,692,993	2,291,478	61,984,471
5 共同事業交付金		322,868	△41,516	281,352
	1 共同事業交付金	322,868	△41,516	281,352
7 繰入金		15,539,596	△4,427,851	11,111,745
	1 一般会計繰入金	11,059,596	△1,947,851	9,111,745
	2 基金繰入金	4,480,000	△2,480,000	2,000,000
8 繰越金		1,460,432	2,178,890	3,639,322

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	1,460,432	2,178,890	3,639,322
9 諸収入		202,559	△53,655	148,904
	4 雑収入	202,559	△53,655	148,904
歳入	合計	170,704,481	△1,676,373	169,028,108

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		97,616	△5,021	92,595
	1 総 務 管 理 費	83,299	△4,262	79,037
	2 運 営 協 議 会 費	493	△183	310
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	13,824	△576	13,248
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		132,523,796	△192,835	132,330,961
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	132,523,796	△192,835	132,330,961
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		26,865,740	△2,780,210	24,085,530
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	26,865,740	△2,780,210	24,085,530
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		138,769	△100,679	38,090
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	138,769	△100,679	38,090
5 介 護 納 付 金		7,643,082	△455,122	7,187,960
	1 介 護 納 付 金	7,643,082	△455,122	7,187,960
6 病 床 転 換 支 援 金 等		549	△538	11
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	549	△538	11

款	項	補正前の額	補正額	計
7 共同事業拠出金		396,266	△46,129	350,137
	1 共同事業拠出金	396,266	△46,129	350,137
8 財政安定化基金支出金		180,000	△180,000	0
	1 財政安定化基金支出金	180,000	△180,000	0
9 保健事業費		174,531	△24,705	149,826
	1 保健事業費	174,531	△24,705	149,826
10 基金積立金		21,412	3,260,478	3,281,890
	1 基金積立金	21,412	3,260,478	3,281,890
12 諸支出金		1,662,720	△1,151,612	511,108
	1 償還金及び還付加算金	1,662,720	△1,151,612	511,108
歳出合計		170,704,481	△1,676,373	169,028,108

令和7年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,250千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		62,559	△18,506	44,053
	1 繰越金	62,559	△18,506	44,053
3 諸収入		51,324	△744	50,580
	2 貸付金元利収入	51,206	△744	50,462
歳 入 合 計		119,103	△19,250	99,853

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		119,103	△19,250	99,853
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	119,103	△19,250	99,853
歳 出 合 計		119,103	△19,250	99,853

令和7年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,758千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ586,298千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		5,636	△1,629	4,007
	1 繰越金	5,636	△1,629	4,007
3 諸収入		602,420	△20,129	582,291
	1 預金利息	0	250	250
	2 貸付金元利収入	602,420	△20,379	582,041
歳 入 合 計		608,056	△21,758	586,298

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費 貸 付 事 業		602,420	△20,379	582,041
	1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費	602,420	△20,379	582,041
2 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 費 貸 付 事 業		5,636	△1,379	4,257
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 費	5,636	△1,379	4,257
歳 出 合 計		608,056	△21,758	586,298

令和7年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）

令和7年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,842千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,497千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 就農支援資金貸付勘定収入		0	2,842	2,842
	3 諸 収 入	0	2,842	2,842
歳 入 合 計		1,655	2,842	4,497

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農 業 改 良 資 金		1,655	2,842	4,497
	3 就農支援資金貸付勘定	0	2,842	2,842
歳 出 合 計		1,655	2,842	4,497

令和7年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ494千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 業 務 勘 定 収 入		2,554	494	3,048
	1 繰 入 金	560	96	656
	2 繰 越 金	1,992	398	2,390
歳 入 合 計		145,410	494	145,904

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 林業・木材産業改善資金		145,410	494	145,904
	2 業 務 勘 定	2,554	494	3,048
歳 出 合 計		145,410	494	145,904

令和7年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82,228千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,672,760千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		2	△2	0
	1 負担金	2	△2	0
2 使用料及び手数料		563,924	△48,636	515,288
	1 使用料	563,924	△48,636	515,288
3 財産収入		859,514	△84,459	775,055
	1 財産売却収入	1	△1	0
	2 財産運用収入	859,513	△84,458	775,055
4 繰入金		1,743,574	△48,243	1,695,331
	1 一般会計繰入金	1,743,574	△48,243	1,695,331
5 繰越金		1	74,409	74,410
	1 繰越金	1	74,409	74,410
6 諸収入		273	60,503	60,776
	1 雑収入	273	60,503	60,776

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県債		587,700	△35,800	551,900
	1 県債	587,700	△35,800	551,900
歳入合計		3,754,988	△82,228	3,672,760

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小名浜港港湾整備事業費		2,845,629	△84,983	2,760,646
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	1,720,228	△823	1,719,405
	2 荷 役 機 械 整 備 費	1,033,848	△85,184	948,664
	3 上 屋 管 理 運 営 費	37,811	289	38,100
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	53,742	735	54,477
2 相馬港港湾整備事業費		877,789	2,663	880,452
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	841,901	3,169	845,070
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	5,312	△506	4,806
3 中之作港港湾整備事業費		1,570	92	1,662
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	1,570	92	1,662
歳 出 合 計		3,754,988	△82,228	3,672,760

第 2 表 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 小名浜港港湾整備事業費			59,424
	2 荷役機械整備費		59,424
		荷役機械建造費	23,284
		荷役機械管理運営費	36,140
4 翁島港港湾整備事業費			24,900
	3 港湾施設管理運営費		24,900
		港湾施設管理運営費	24,900
合	計		84,324

(2) 変 更

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 小名浜港港湾整備事業費			90,000	192,017
	1 ふ頭埋立造成費		90,000	192,017
		ふ頭埋立造成費		90,000
合	計		90,000	192,017

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふ頭埋立造成費 (小名浜港港湾 整備事業費)	314,900	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	314,800	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
荷役機械建造費 (小名浜港港湾 整備事業費)	62,900				27,200			
計	587,700				551,900			

令和7年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福島県証紙収入整理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56,558千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,563,162千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		2,582,204	△51,304	2,530,900
	1 証紙収入	2,582,204	△51,304	2,530,900
2 繰越金		37,515	△12,421	25,094
	1 繰越金	37,515	△12,421	25,094
3 諸収入		1	7,167	7,168
	1 雑収入	1	7,167	7,168
歳入合計		2,619,720	△56,558	2,563,162

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 出 金		2,584,557	△56,558	2,527,999
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,584,557	△56,558	2,527,999
歳 出 合 計		2,619,720	△56,558	2,563,162

令和7年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

令和7年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76,688千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		133,042	△104,079	28,963
	1 一般会計繰入金	79,656	△55,733	23,923
	2 基金繰入金	53,386	△48,346	5,040
5 諸収入		227,884	27,391	255,275
	2 貸付金元利収入	227,794	25,924	253,718
	3 雑収入	89	1,467	1,556
歳入合計		386,182	△76,688	309,494

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨学資金貸付事業費		386,182	△76,688	309,494
	1 奨学資金貸付事業費	386,182	△76,688	309,494
歳 出 合 計		386,182	△76,688	309,494

令和7年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和7年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の管渠費18,800千円、資産減耗費9,900千円の財源に充てるため、企業債28,700千円を借り入れる。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	9,173,466千円	△357,389千円	8,816,077千円
第1項 営 業 収 益	4,634,659千円	△286,329千円	4,348,330千円
第2項 営 業 外 収 益	4,218,896千円	△44,850千円	4,174,046千円
第3項 特 別 利 益	319,911千円	△26,210千円	293,701千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	9,426,109千円	△378,062千円	9,048,047千円
第1項 営 業 費 用	8,710,828千円	△351,852千円	8,358,976千円
第3項 特 別 損 失	520,841千円	△26,210千円	494,631千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,237千円は、過年度

分損益勘定留保資金3,237千円で補填するものとする。)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	4,114,581千円	△788,294千円	3,326,287千円
第1項 企 業 債	766,000千円	△179,200千円	586,800千円
第2項 補 助 金	1,434,300千円	△436,360千円	997,940千円
第4項 負 担 金	995,258千円	△172,734千円	822,524千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	4,117,962千円	△788,438千円	3,329,524千円
第1項 建 設 改 良 費	2,905,468千円	△788,438千円	2,117,030千円

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
建設改良費	766,000千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	
		2 借入資金	政府資金その他			

	18,800千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から10年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		
下水処理場費	0千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		
資産減耗費	9,900千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行	起債日から10年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		

った後にお
いては、当
該見直し後
の利率)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	231,089千円	406千円	231,495千円

令和7年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 件 数	64件	△2件	62件
(2) 年間総給水量	321,089,040立方メートル	△1,085,141立方メートル	320,003,899立方メートル
(3) 一日平均給水量	879,696立方メートル	△2,973立方メートル	876,723立方メートル

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	3,071,025千円	△54,459千円	3,016,566千円
第1項 営業収益	2,778,009千円	△7,713千円	2,770,296千円
第2項 営業外収益	246,441千円	△46,746千円	199,695千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,820,961千円	△27,999千円	2,792,962千円

第1項 営業費用	2,722,674千円	△35,671千円	2,687,003千円
第2項 営業外費用	97,502千円	8,185千円	105,687千円
第3項 特別損失	785千円	△513千円	272千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,023,708千円は、過年度分損益勘定留保資金1,023,708千円で補填するものとする。)

科目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 資本的収入	940,007千円	9,999千円	950,006千円
第1項 企業債	940,000千円	△170,000千円	770,000千円
第2項 国庫支出金	1千円	179,999千円	180,000千円
支出			
第1款 資本的支出	2,270,834千円	△297,120千円	1,973,714千円
第1項 建設改良費	1,413,003千円	△280,266千円	1,132,737千円
第2項 企業債等償還金	857,830千円	△46,930千円	810,900千円
第3項 国庫補助金等精算金	1千円	30,076千円	30,077千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

補 正 前

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費 沼部堰改築工事（本体） （勿来工業用水道）	1,855,000千円	令和4年度	55,000千円
				令和5年度	900,000千円
				令和6年度	800,000千円
				令和7年度	100,000千円

補 正 後

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費 沼部堰改築工事（本体） （勿来工業用水道）	1,817,086千円	令和4年度	55,000千円
				令和5年度	900,000千円
				令和6年度	800,000千円
				令和7年度	62,086千円

（債務負担行為の補正）

第6条 債務負担行為の限度額を次のとおり補正する。

事項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
いわき事業所給水業務費	令和8年度から 令和9年度まで	269,192千円	令和8年度から 令和9年度まで	300,862千円

（企業債の補正）

第7条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	補正		前	償還の方法	
		起債の方法	起債の方法	利率		
工業用水道建設改良費	940,000千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		

起債の目的	限度額	補正		後	償還の方法	
		起債の方法	起債の方法	利率		
工業用水道建設改良費	770,000千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	296,754千円	△694千円	296,060千円

令和7年度福島県立病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度福島県立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
(1) 病 床 数	445床	△10床	435床
一 般 病 床	293床	△10床	283床
(2) 患 者 数			
入 院 患 者	年間患者数		
	49,808人	△5,150人	44,658人
	1日平均患者数	△15人	122人
外 来 患 者	年間患者数		
	101,979人	△2,888人	99,091人
	1日平均患者数	△12人	409人
(3) 建設改良事業	1,496,047千円	△43,596千円	1,452,451千円
資 産 購 入	471,841千円	10,138千円	481,979千円
県立病院新改築事業	984,085千円	△53,734千円	930,351千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	9,015,599千円	△160,605千円	8,854,994千円
第1項 医 業 収 益	2,733,629千円	△1,947千円	2,731,682千円
第2項 医 業 外 収 益	6,281,967千円	△166,591千円	6,115,376千円
第3項 特 別 利 益	3千円	7,933千円	7,936千円
支 出			
第1款 病院事業費用	9,067,864千円	129,976千円	9,197,840千円
第1項 医 業 費 用	8,902,466千円	△64,278千円	8,838,188千円
第2項 医 業 外 費 用	152,936千円	△327千円	152,609千円
第3項 特 別 損 失	12,462千円	194,581千円	207,043千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額37,884千円は、過年度分損益勘定留保資金37,884千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	2,243,805千円	△62,233千円	2,181,572千円
第1項 企 業 債	459,000千円	△37,900千円	421,100千円
第2項 負 担 金	759,261千円	△5,000千円	754,261千円

第3項 補助金	982,097千円	△11,796千円	970,301千円
第4項 県立病院施設整備基金繰入金	30,949千円	△12,784千円	18,165千円
第5項 雑収入	12,498千円	5,247千円	17,745千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,257,805千円	△38,349千円	2,219,456千円
第1項 建設改良費	1,496,047千円	△43,596千円	1,452,451千円
第3項 県立病院施設整備基金積立金	12,497千円	5,247千円	17,744千円

(企業債の補正)

第5条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
県立病院 新築事業費	83,900千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

起債の目的	補正後 限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院 新築事業費	47,000千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

(一時借入金の補正)

第6条 一時借入金の限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
2,850,000千円	△400,000千円	2,450,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	4,647,621千円	83,504千円	4,731,125千円
交際費	843千円	143千円	986千円

(他会計からの補助金の補正)

第8条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
764,239千円	△45,194千円	719,045千円